

平成23年1月より  
対象拡充決定！

# 住宅エコポイント

平成22年12月版

エコ住宅の新築またはエコリフォームで  
ポイントが発行されます。



## ポイントの発行対象

エコ住宅の新築とエコリフォームでは、対象となる期間が異なりますので、ご注意ください。

### 1 エコ住宅の新築

平成21年12月8日～平成23年12月31日に  
建築着工<sup>※1</sup>したものの<sup>※3</sup>

※1 建築着工とは、根切り工事又は基礎杭打ち工事の  
着手をいいます。

<工事内容>

次の①又は②に該当する新築住宅

- ①省エネ法のトップランナー基準(住宅事業  
建築主の判断の基準)相当の住宅
- ②省エネ基準(平成11年基準)を満たす  
木造住宅

ポイントの申請には、基準を満たすことを証明するた  
めの登録住宅性能評価機関等の第三者評価が必要  
です。

これに併せて、太陽熱利用システムの設置<sup>※4</sup>を行う  
場合は、その分のポイントが加算されます。

### 2 エコリフォーム

平成22年1月1日～平成23年12月31日に  
工事着手<sup>※2</sup>したものの<sup>※3</sup>

※2 工事着手とは、ポイント対象工事を含むリフォーム工事  
全体の着手をいいます。

<工事内容>

次の①又は②の改修工事

- ①窓の断熱改修
- ②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

これらに併せて、バリアフリー改修(手すりの設置、  
段差解消、廊下幅等の拡張)、住宅設備(太陽熱利  
用システム、節水型トイレ、高断熱浴槽)の設置<sup>※4</sup>  
を行う場合は、その分のポイントが加算されます。

※3 平成22年1月28日以降に工事が完了したものに限り  
ます。

※4 エコ住宅の新築では建築着工が、エコリフォームでは  
工事着手が、平成23年1月1日より前の場合は住宅設備の  
申請はできません。

## 発行されるポイント数

- 1 エコ住宅の新築 : 1戸あたり300,000ポイント(太陽熱利用システムを設置した場合は、320,000ポイント)
- 2 エコリフォーム (1戸あたり300,000ポイントを限度とします)

窓の断熱改修	内窓設置 外窓交換	大(2.8㎡以上)	中(1.6㎡以上2.8㎡未満)	小(0.2㎡以上1.6㎡未満)
		18,000ポイント	12,000ポイント	7,000ポイント
ガラス交換	ガラス交換	大(1.4㎡以上)	中(0.8㎡以上1.4㎡未満)	小(0.1㎡以上0.8㎡未満)
		7,000ポイント	4,000ポイント	2,000ポイント
外壁、屋根・天井、 床の断熱改修	外壁	外壁	屋根・天井	床
		100,000ポイント	30,000ポイント	50,000ポイント
バリアフリー改修 (50,000ポイントを限度とします)	手すりの設置	手すりの設置	段差解消	廊下幅等の拡張
		5,000ポイント	5,000ポイント	25,000ポイント
住宅設備の設置	太陽熱利用システム	節水型トイレ	高断熱浴槽	
	20,000ポイント	20,000ポイント	20,000ポイント	

## ポイントの交換対象

- 省エネ・環境配慮製品等
- 地域産品
- 商品券・プリペイドカード
- 環境寄附
- エコリフォーム又はエコ住宅の新築を行う工事施工者が追加的に実施する工事(即時交換) など

## ポイントの申請方法

住宅エコポイント発行・交換申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、次の①又は②の方法で申請します。申請者は、新築住宅の購入者、新築・リフォーム工事の発注者(通常は住宅所有者)です。

### ①窓口申請

全国約4,000箇所の申請窓口※に申請書類を持参して手続きを行うことができます。

### ②郵送申請

住宅エコポイント事務局※に申請書類を郵送することで手続きを行うことができます。

※全国の申請窓口の連絡先及び郵送宛先等は、住宅エコポイント事務局ホームページに掲載しています。

## ポイントの申請期限等

- 【ポイントの申請期限】 エコ住宅の新築 : 平成24年 6月30日まで (一戸建ての住宅)  
平成24年12月31日※まで (共同住宅等)  
※ただし、階数が11以上の場合、平成25年12月31日まで
- エコリフォーム : 平成24年 3月31日まで
- 【ポイントの交換期限】 平成26年3月31日まで(エコ住宅の新築、エコリフォーム問わず)

注)申請期限の前に予算額に達した場合は、ポイントの発行を終了することとなります。

## 住宅エコポイントQ&A

Q	ポイント発行の対象となる住宅の所有形態や建て方形式の制限はありますか？
A	持ち家、賃貸住宅、一戸建ての住宅、共同住宅等の区分に関係なく、エコ住宅の新築又はエコリフォームの実施によりポイントの発行対象となります。
Q	エコ住宅の新築で、ポイント発行を申請する時に必要となる第三者の評価とはなんですか？
A	その住宅がポイント発行の対象であること(表面の「ポイントの発行対象」参照)を証明するための第三者の評価には、登録住宅性能評価機関が発行する「エコポイント対象住宅証明書」のほか、住宅性能表示制度など既存の制度を活用することもできます。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。なお、証明には所定の手数料がかかりますので評価機関等にお問い合わせください。
Q	税制特例や融資の優遇と併せて、ポイントの申請をすることはできますか？
A	それぞれ対象となる条件を満たしていれば、ポイントが発行される住宅も、税制特例や融資の優遇を受けることができます。
Q	他に国からの補助を受けている住宅もポイントの申請をすることはできますか？
A	重複しての申請をすることはできません。ただし、高効率給湯器や太陽光発電設備等に対する補助のようにポイント発生の対象となっていないものへの補助は重複しての申請ができるものもあります。

## 住宅エコポイントについての相談窓口

住宅エコポイント事務局 0570-064-717 ナビダイヤル(有料)

受付時間:9:00~17:00(土・日・祝日含む)

※IP電話等からのお問い合わせ先(有料) 申請前の方:03-5911-7803 申請後の方:03-5911-7804

お電話される際は、番号のかけ間違えがないよう十分ご注意ください。

申請方法、申請書式、全国の申請窓口、交換商品の検索等  
詳しくは、住宅エコポイント事務局ホームページをご覧ください。

<http://jutaku.eco-points.jp>



**【延長・拡充版】**

# 住宅エコポイントについて

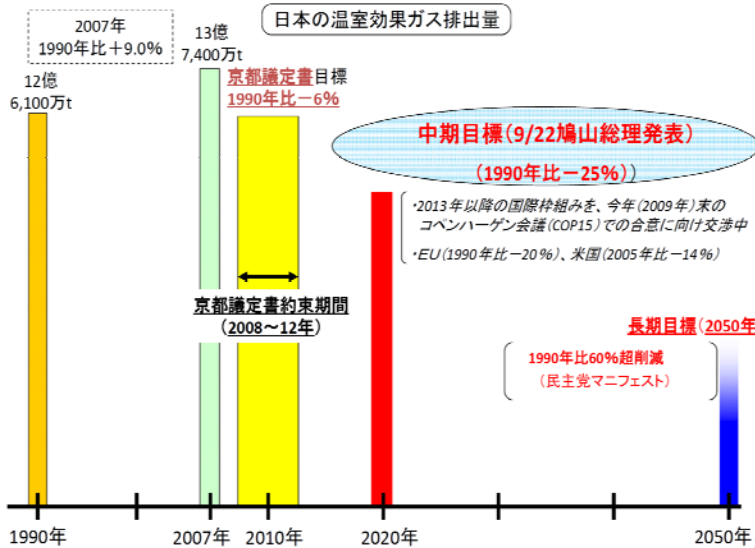
国土交通省

1. 制度創設の背景
2. ポイントの発行対象
3. 発行ポイント数
4. ポイントの申請方法
5. ポイントの申請期限・交換期限
6. ポイントの交換

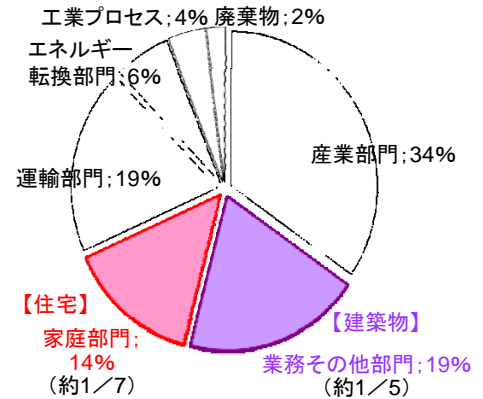
# 1. 制度創設の背景

◇温室効果ガス排出量を2020年に1990年比25%削減へ

◇エネルギー起源CO2排出量のうち、「家庭部門」の占める割合は約14%



●エネルギー起源CO2排出量の部門別構成比 (2008年度)



# 1. 制度創設の背景

- あした「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(平成21年12月8日閣議決定)

(関連部分抜粋)

## II 具体的な対策

### 2. 環境—地球温暖化対策と景気回復の両立を目指す

<「エコ消費3本柱」の推進>

環境性能の高い家電、自動車、住宅等の普及を促進し、家計の温暖化対策を加速するとともに、景気回復に貢献する。

#### (3)住宅版エコポイント制度の創設等

<具体的な措置>

##### ○住宅版エコポイント制度の創設

・エコ住宅の建設、エコ住宅へのリフォームに対して住宅版エコポイントを付与する制度を創設

3. 景気—金融対策によって景気の下支えを行うとともに、デフレの進行に伴う実質金利上昇の下で抑制されている住宅投資・設備投資等への支援などにより景気回復を目指す。

<住宅投資>

(3)住宅版エコポイント制度の創設等(再掲)

→ 平成21年度第2次補正予算 国費1,000億円 (国土交通省、経済産業省、環境省の3省合同事業)

# 1. 制度創設の背景

## ■ 「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」(平成22年9月10日閣議決定)

(関連部分抜粋)

### 3. 「消費」の基盤づくり

景気下支え効果が大きい環境関連の家計需要支援策である家電エコポイント制度、住宅エコポイント制度、及び優良住宅取得支援制度(フラット35S)の大幅な金利引下げの延長等の緊急措置を講じる。

#### (2)住宅エコポイント制度の延長【経済産業省、国土交通省、環境省】

<具体的な措置>

エコポイント制度の延長(平成23年12月末まで)

エコ住宅の新築、介護にも役立つバリアフリーリフォームを含めたエコ住宅へのリフォームに対してポイントを発行する制度を1年延長する(平成23年12月31日まで延長)。

→ 平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費 国費1,412億円 (国土交通省、経済産業省、環境省の3省合同事業)

## ■ 「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」(平成22年10月8日閣議決定)

(関連部分抜粋)

### 2. 新成長戦略の推進・加速

(1)グリーン・イノベーションの推進 ~環境・エネルギー大国戦略~

○エコ住宅やエコ家電等の普及促進

#### (ア)住宅エコポイントの対象拡充【国土交通省、経済産業省、環境省】

エコ住宅のリフォーム等に併せて設置する省エネ性能が優れた住宅システムの一体的導入を促進するため、住宅用太陽熱利用システム(ソーラーシステム)、節水型便器、高断熱浴槽へポイント発行対象を拡充する。

→ 平成22年度補正予算 国費30億円 (国土交通省、経済産業省、環境省の3省合同事業)

4

# 2. ポイントの発行対象

## 新築・リフォーム

### ポイントの発行対象

#### ○エコ住宅の新築

**平成21年12月8日～平成23年12月31日**に建築着工※1したもの

(ただし、平成22年1月28日※2以降に工事が完了したものに限る。)

※1 根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手

※2 平成21年度第2次補正予算成立日

#### ○エコリフォーム

**平成22年1月1日～平成23年12月31日**に工事に着手※3したもの

(ただし、平成22年1月28日※2以降に工事が完了したものに限る。)

※3 ポイント対象工事を含む工事全体の着手

- ・ 持家・借家、一戸建ての住宅・共同住宅等の別によらず対象
- ・ 国からの補助金を受けて窓や外壁等の断熱工事を行っている場合は、ポイントの発行対象外(高効率給湯器や太陽光発電設備等については、ポイント対象工事に該当しないため、これらに対する補助を受けていても、ポイントの発行対象になる。)
- ・ 要件を満たしていれば税制特例や融資の優遇を受けることは可能

5

## ① 省エネ法に基づく「トップランナー基準※」相当の住宅

または

※省エネ法に基づく住宅事業建築主の判断の基準

## ② 省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅

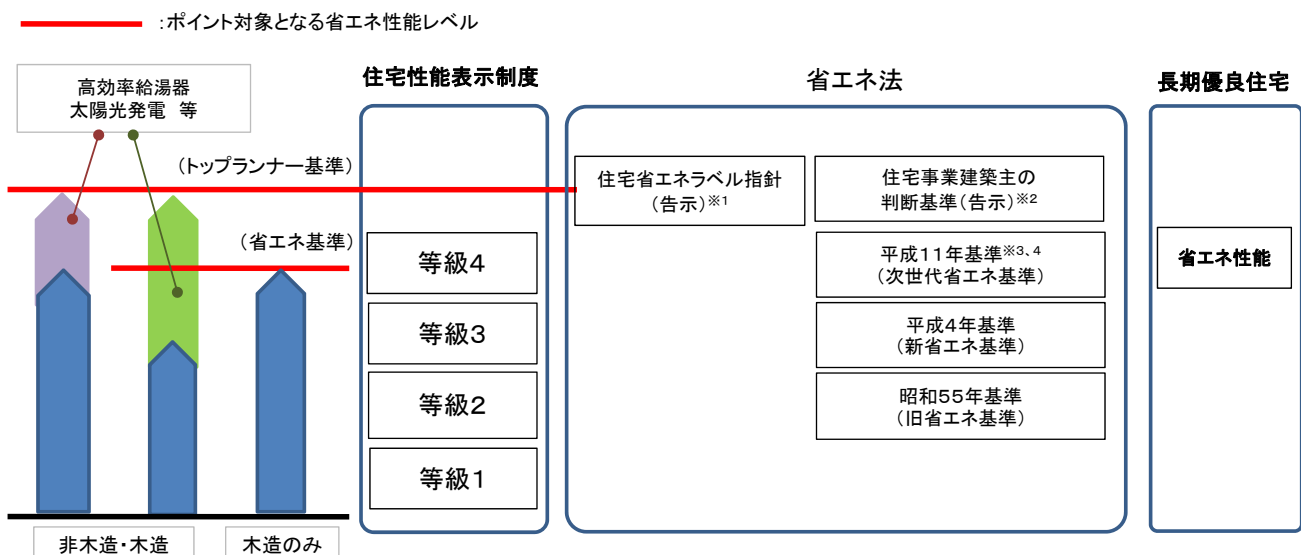
+ ①又は②の新築工事時にあわせて実施

平成23年1月以降

## ③ 太陽熱利用システムの設置

一定の集熱性能等が確認された  
強制循環型太陽熱利用システム

- ①または②の基準に適合することについては、登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明を受ける必要があります。
- ③の太陽熱利用システムについては、住宅エコポイント事務局に登録されたものが対象です。



## 【省エネ性能基準関連】

- ※1 住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針(平成21年国土交通省告示第634号)
- ※2 特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準(平成21年経済産業省・国土交通省告示第2号)
- ※3 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号)
- ※4 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成18年国土交通省告示第378号)

## 【長期優良住宅関連】

- 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)
- 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成21年国土交通省告示第209号)

## 【住宅性能表示制度関連】

- 日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)

## ① 省エネ法に基づくトップランナー基準相当の住宅

以下のいずれかの書類により、当該住宅がトップランナー基準相当の住宅であることを証明します。

- エコポイント対象住宅証明書※ (登録住宅性能評価機関)
- 住宅省エネラベルの適合証 (登録建築物調査機関)
- フラット35S(20年金利引き下げタイプ、省エネルギー性)適合証明書 (適合証明機関)

※住宅エコポイントの実施のために新たに実施

## ② 省エネ基準(平成11年基準)を満たす木造住宅

以下のいずれかの書類により、当該住宅が省エネ基準の住宅であることを証明します。

- エコポイント対象住宅証明書※ (登録住宅性能評価機関)
- 設計住宅性能評価書(省エネ等級4) (登録住宅性能評価機関)
- 建設住宅性能評価書(省エネ等級4) (登録住宅性能評価機関)
- 長期優良住宅建築等計画認定通知書 (特定行政庁)
- 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証 (登録住宅性能評価機関)
- 住宅事業建築主基準に係る適合証 (登録建築物調査機関)
- フラット35S (省エネルギー性)適合証明書 (適合証明機関)

※住宅エコポイントの実施のために新たに実施

- 証明書の取得にはそれぞれ手数料が必要です。
- 手数料は、機関により異なりますので各機関にお問い合わせください。

## ① 窓の断熱改修 (ガラス交換、内窓設置※1、外窓交換※2)

または

※1 内窓の交換も含む。 ※2 増築等に伴って新設されるものを含む。

## ② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 (一定量の断熱材を使用)

+ ①又は②の改修工事とあわせて実施

## ③ バリアフリー改修 (手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡張)

平成23年1月以降

④ 太陽熱利用システムの設置 (一定の集熱性能等が確認された強制循環型太陽熱利用システム)

⑤ 節水型トイレの設置 (一定の洗浄性能等が確認された大便器)

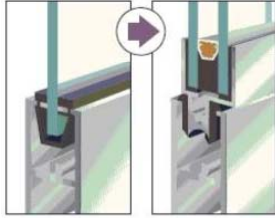
⑥ 高断熱浴槽の設置 (一定の保温性能等が確認された浴槽)

- ①、②の断熱改修及び④、⑤、⑥の住宅設備については、住宅エコポイント事務局に登録された製品を使用する必要があります。

## ① 窓の断熱改修

## ガラス交換

単板ガラス入りサッシのガラスを  
複層ガラスに交換



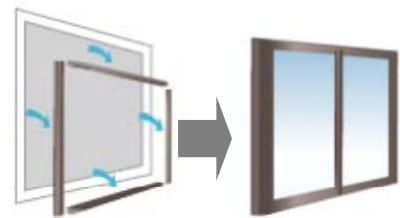
## 内窓設置

既存サッシの内側に  
樹脂製の内窓を設置



## 外窓交換

古いサッシを枠ごと取外し、  
新しい断熱窓を取り付け



## ② 外壁・屋根・天井又は床の断熱改修

## 外壁の断熱改修

既存の外壁の断熱材を撤去し、  
敷込断熱等を施工



## 天井の断熱改修

既存天井の断熱材を撤去し、  
敷込断熱等を施工



既存天井をそのままに  
吹込断熱等を施工



10

## ③ バリアフリー改修

## 手すりの設置

階段に手すりを設置



## 段差解消

寝室と廊下の段差を解消



## 廊下幅等の拡張

居間の出入口の幅を拡張



平成23年1月以降

## ④ 太陽熱利用システムの設置

屋根に集熱器を設置し、軒先や屋内等  
に蓄熱槽を設置。



太陽光発電システム  
ではありません！

## ⑤ 節水型トイレの設置



## ⑥ 高断熱浴槽の設置



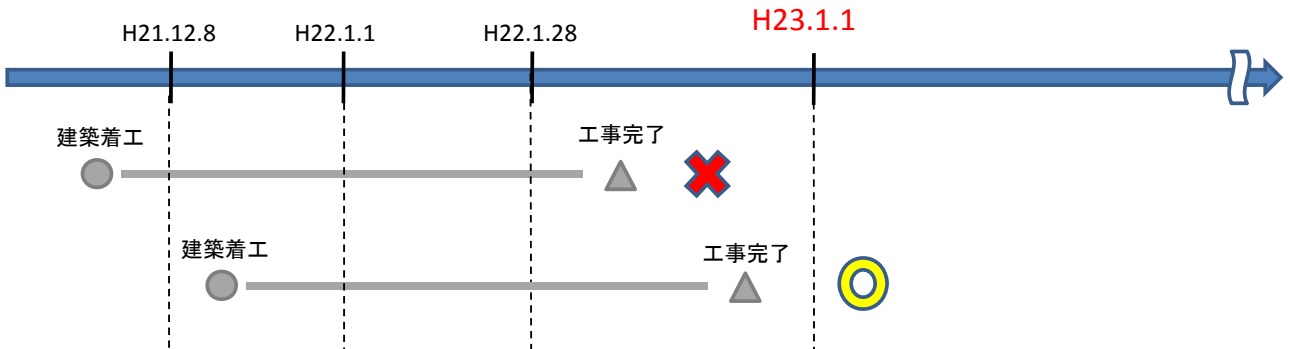
11

○エコ住宅の新築

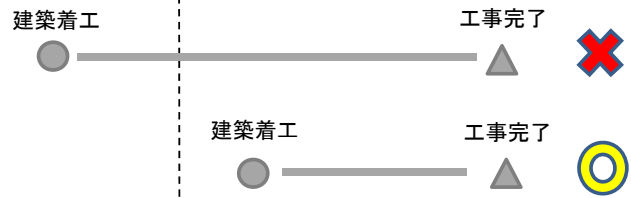
平成21年12月8日～平成23年12月31日に建築着工※1したもの

(ただし、平成22年1月28日※2以降に工事が完了したものに限り。)

※1 根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手 ※2 平成21年度第2次補正予算成立日



太陽熱利用システムを設置する場合

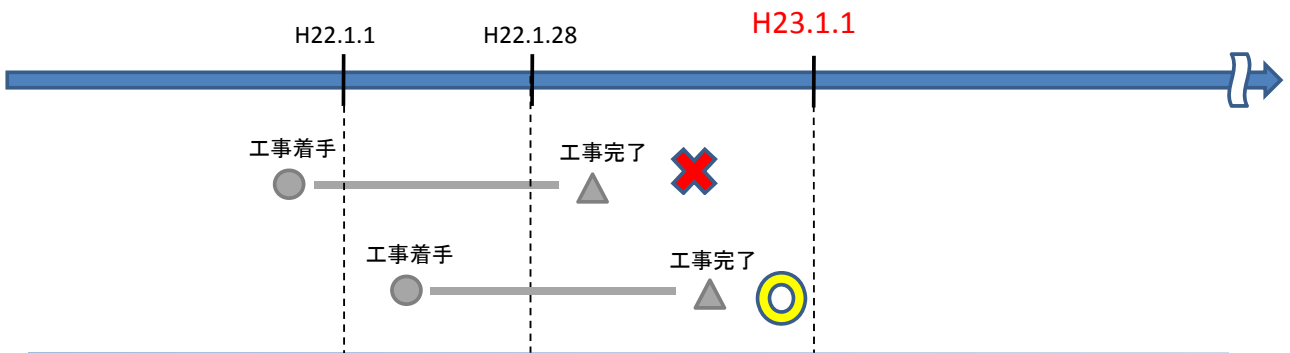


○エコリフォーム

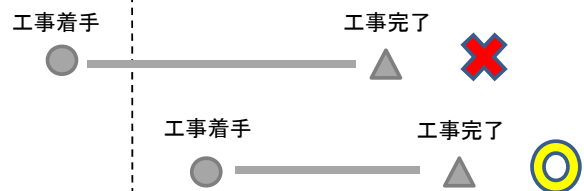
平成22年1月1日～平成23年12月31日に工事に着手※3したもの

(ただし、平成22年1月28日※2以降に工事が完了したものに限り。)

※2 平成21年度第2次補正予算成立日 ※3 ポイント対象工事を含む工事全体の着手



太陽熱利用システム  
節水型トイレ  
高断熱浴槽  
を設置する場合



## ○エコ住宅の新築

1戸あたり **30万ポイント**太陽熱利用システムを設置※した場合は、1戸あたり **32万ポイント**

※ 平成23年1月以降に建築着工したものに限る。

## ○エコリフォーム

- ① 窓の断熱改修
- + ② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修
- + ③ バリアフリー改修 (上限5万ポイント)
- + ④ 太陽熱利用システムの設置※ (2万ポイント)
- + ⑤ 節水型トイレの設置※ (2万ポイント)
- + ⑥ 高断熱浴槽の設置※ (2万ポイント) = 1戸あたり上限 **30万ポイント**

※ 平成23年1月以降にポイント対象工事を含む工事全体の着手したものに限る。

## ① 窓の断熱改修

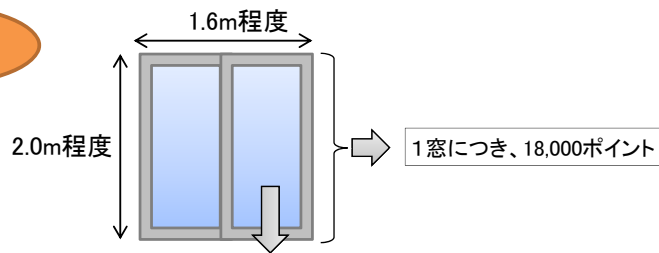
1箇所あたりのポイント数 × 施工箇所数 のポイント数を発行

大きさの区分	内窓設置 外窓交換		ガラス交換※ <sup>1</sup>	
	面積※ <sup>2</sup>	1箇所あたりの ポイント数	面積※ <sup>3</sup>	1箇所あたりの ポイント数
大	2.8㎡以上	18,000ポイント	1.4㎡以上	7,000ポイント
中	1.6㎡以上 2.8㎡未満	12,000ポイント	0.8㎡以上 1.4㎡未満	4,000ポイント
小	0.2㎡以上 1.6㎡未満	7,000ポイント	0.1㎡以上 0.8㎡未満	2,000ポイント

※<sup>1</sup> ガラス交換は、交換するガラス1枚あたりにポイント発行※<sup>2</sup> 内窓または外窓のサッシの枠外寸法を測定※<sup>3</sup> ガラスの寸法を測定

大  
(2.8㎡～)

例: 3.2㎡の場合

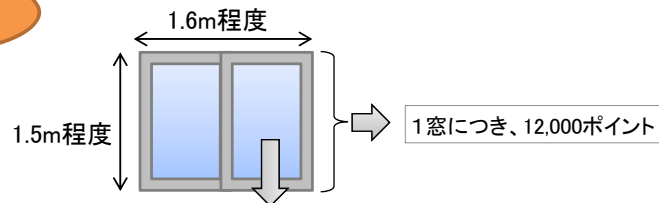


※大きさは、  
窓については外枠の寸法  
ガラスについてはガラスの寸法

ガラス1枚につき、7,000ポイント 2枚とも改修する場合 14,000ポイント

中  
(1.6㎡～2.8㎡)

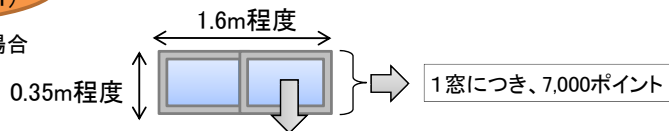
例: 2.4㎡の場合



ガラス1枚につき、4,000ポイント 2枚とも改修する場合 8,000ポイント

小  
(0.2㎡～1.6㎡)

例: 0.56㎡の場合

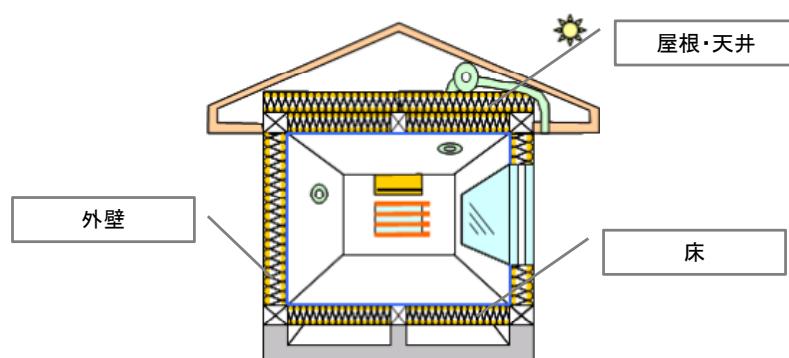


ガラス1枚につき、2,000ポイント 2枚とも改修する場合 4,000ポイント

## ② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

最低使用量(次ページ参照)以上の断熱材を使用する改修について、施工部位ごとに1戸あたり下記のポイント数を発行。

施工部位別ポイント数		
外壁	屋根・天井	床
100,000ポイント	30,000ポイント	50,000ポイント



## ○ 一戸建ての住宅

断熱材種別		断熱材最低使用量【単位:m <sup>3</sup> 】		
		外壁	屋根・天井	床※
A-1、A-2、 B、C	熱伝導率 0.052～0.035	6.0	6.0	3.0
D、E、F	熱伝導率 0.034以下	4.0	3.5	2.0

※基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.3を乗じた値とする。

## ○ 共同住宅等(一戸あたりの最低使用量)

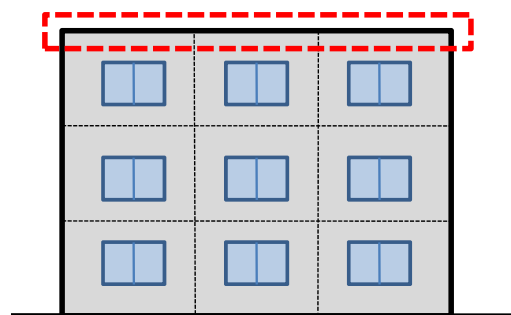
断熱材種別		断熱材最低使用量		
		外壁	屋根・天井	床※
A-1、A-2、 B、C	熱伝導率 0.052～0.035	1.7	4.0	2.5
D、E、F	熱伝導率 0.034以下	1.1	2.5	1.5

※基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.15を乗じた値とする。

18

## 例) 共同住宅の場合

- ・管理組合において、屋根の断熱改修を実施。
- ・屋根の断熱改修には、熱伝導率0.034以下の断熱材を使用
- ・マンションの全戸数は9戸だが、屋根部分に面する住戸が3戸



➡ 管理組合が、住宅エコポイントの申請を行った場合

断熱量の最低使用量は  $2.5\text{m}^3 \times 3\text{戸分} = 7.5\text{m}^3$

発行されるポイント数は  $3\text{万ポイント} \times 3\text{戸分} = 9\text{万ポイント}$

※外壁や床の断熱改修の場合も同様に、工事箇所にあたる住戸数により最低使用量及びポイント数を計算する。

19

③ バリアフリー改修

- ・【①窓の断熱改修】または【②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修】とあわせて行うバリアフリー改修について、施工内容に応じたポイントを発行
- ・バリアフリー改修の発行ポイント数は、上限5万ポイント

施工内容※		ポイント数
手すりの設置	浴室の手すり設置	箇所数にかかわらず5,000ポイント
	便所の手すり設置	箇所数にかかわらず5,000ポイント
	洗面所の手すり設置	箇所数にかかわらず5,000ポイント
	浴室・便所・洗面所以外の居室の手すり設置	箇所数にかかわらず5,000ポイント
	廊下・階段の手すり設置	箇所数にかかわらず5,000ポイント
段差解消	屋外に面する出入り口(玄関・勝手口等)の段差解消工事	箇所数にかかわらず5,000ポイント
	浴室の段差解消工事	箇所数にかかわらず5,000ポイント
	屋内(浴室を除く)の段差解消工事	箇所数にかかわらず5,000ポイント
廊下幅等の拡張	通路の幅を拡張する工事	箇所数にかかわらず25,000ポイント
	出入口の幅を拡張する工事	箇所数にかかわらず25,000ポイント

※各施工内容は、原則バリアフリー改修促進税制の取り扱いに準じる。

エコリフォームと併せて行うバリアフリー改修工事の内容

- ①浴室に手すりを設置
- ②浴室・便所・洗面所以外のすべての居室に手すりを設置
- ③廊下・階段に手すりを設置
- ④屋内(浴室以外)の段差解消
- ⑤通路の幅を750mm以上に拡張

手すりの設置

ポイント数  
5,000 × 3※ = 15,000ポイント

段差解消

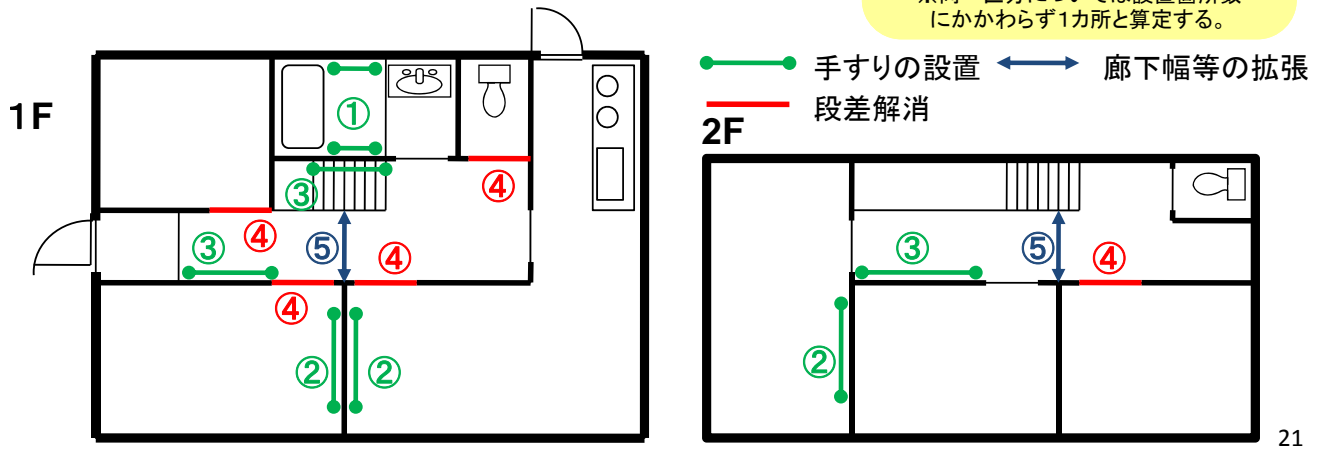
5,000 × 1※ = 5,000ポイント

廊下幅等の拡張

25,000 × 1※ = 25,000ポイント

合計 45,000ポイント

※同一区分については設置箇所数にかかわらず1カ所と算定する。



## 住宅設備の設置

## ④ 太陽熱利用システムの設置 ⑤ 節水型トイレの設置 ⑥ 高断熱浴槽の設置

- ・【①窓の断熱改修】または【②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修】とあわせて行う住宅設備の設置について、ポイントを発行
- ・発行ポイント数は、住宅設備ごとに2万ポイント

住宅設備	ポイント数
太陽熱利用システム	設置台数にかかわらず20,000ポイント
節水型トイレ	設置台数にかかわらず20,000ポイント
高断熱浴槽	設置台数にかかわらず20,000ポイント

22

## 4. ポイントの申請方法

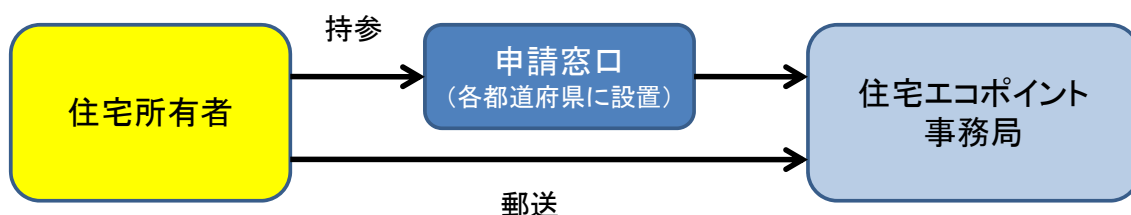
新築住宅の購入者、新築・リフォーム工事の発注者（通常は住宅の所有者）が住宅エコポイント事務局に対して、

- ・全国の申請窓口（住宅瑕疵担保責任保険法人の取次店）に持参
- ・事務局への郵送

のいずれかの方法により申請。

※ 個人・法人によらず、また、建築主・購入者によらず、申請が可能

※ 新築住宅を対象としてポイント発行申請ができるのは1住戸につき1回のみ



申請様式は、住宅エコポイント事務局ホームページ（<http://jutaku.eco-points.jp/>）より、ダウンロードができます。

23

○エコ住宅の新築

すべての方が準備する書類

- ①住宅エコポイント発行・交換申請書 新築用
- ②エコポイント対象住宅証明書などのコピー
- ③工事証明書 新築用
- ④領収書のコピーまたは契約書のコピー
- ⑤建築基準法に基づく「確認済証」のコピー
- ⑥建築基準法に基づく「検査済証」のコピー  
または  
竣工写真
- ⑦申請者の本人が確認できる書類のコピー

工事内容に応じて準備する書類

太陽熱利用システム を設置する場合	⑧性能証明書
	⑨工事写真

申請者が法人の場合

- 法人の实在証明ができる書類のコピー

代理申請の場合

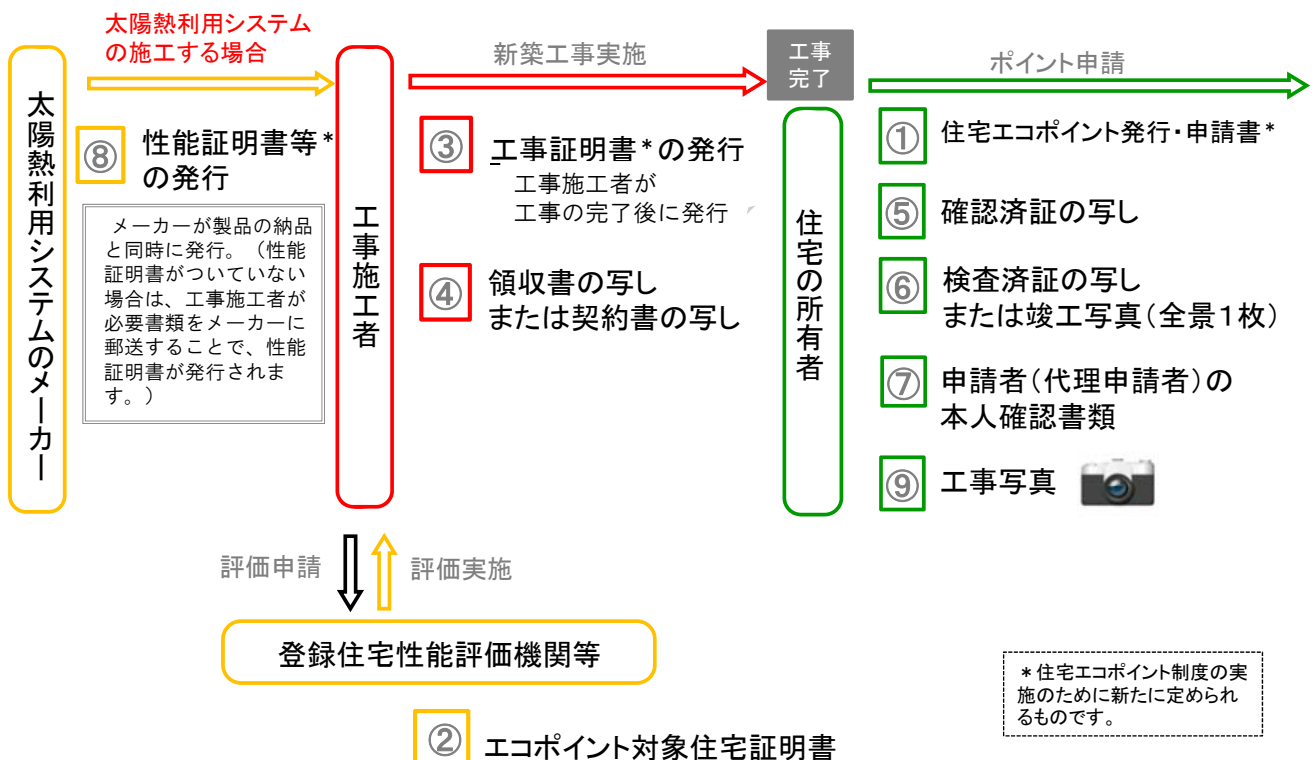
- 代理申請者の本人確認ができる書類  
のコピー

即時交換を利用する場合

- 即時交換申請書
- 即時交換申請書(振込口座登録用)
- 即時交換の工事写真

平成23年1月以降申請分から、  
「住宅エコポイント発行・交換申請書」、  
「工事証明書」の書式が新しくなりました。

※ 個人申請で標準的な場合を示したもの



#### 4. ポイントの申請方法 ポイントの申請に必要な書類

リフォーム

#### ○エコリフォーム

##### すべての方が準備する書類

- ①住宅エコポイント発行・交換申請書 リフォーム用
- ②工事証明書 リフォーム用
- ③領収書のコピーまたは契約書のコピー
- ④申請者の本人が確認できる書類のコピー

##### 工事内容に応じて準備する書類

窓の断熱改修	⑤性能証明書 ⑥工事写真(工事後)
外壁、屋根・天井、床の断熱改修	⑦納品書 または施工証明書 ⑧工事写真(工事中)
バリアフリー改修	⑨工事写真(工事後)
太陽熱利用システムの設置	⑩性能証明書 ⑪工事写真(工事後)
節水型トイレの設置	⑫性能証明書 ⑬工事写真(工事後)
高断熱浴槽の設置	⑭性能証明書 ⑮工事写真(工事後)

##### 申請者が法人の場合

- 法人の实在証明ができる書類のコピー

##### 代理申請の場合

- 代理申請者の本人確認ができる書類のコピー

##### 即時交換を利用する場合

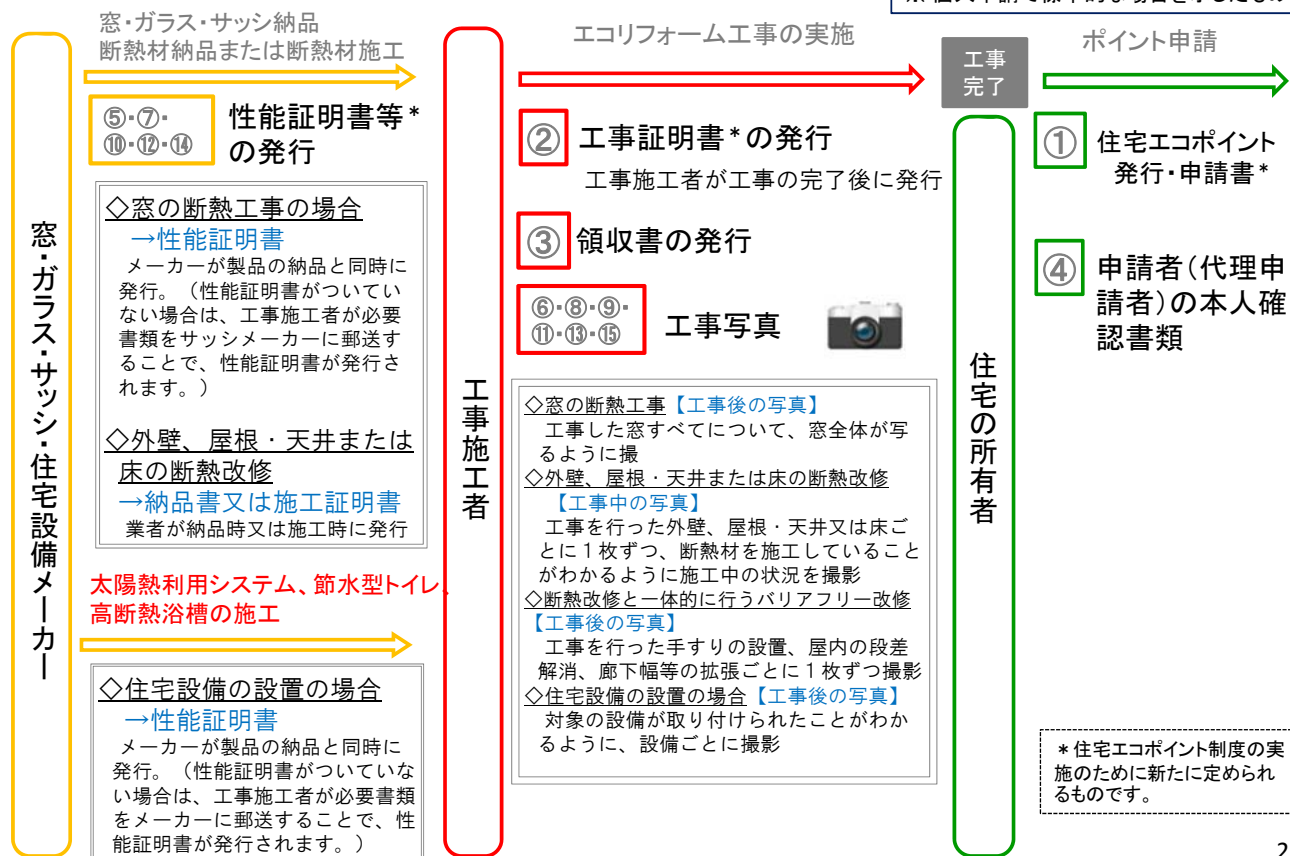
- 即時交換申請書
- 即時交換申請書(振込口座登録用)
- 即時交換の工事写真

平成23年1月以降申請分から、「住宅エコポイント発行・交換申請書」、「工事証明書」の書式が新しくなりました。

#### 4. ポイントの申請方法 エコリフォームの場合のポイント申請書類

リフォーム

※ 個人申請で標準的な場合を示したもの



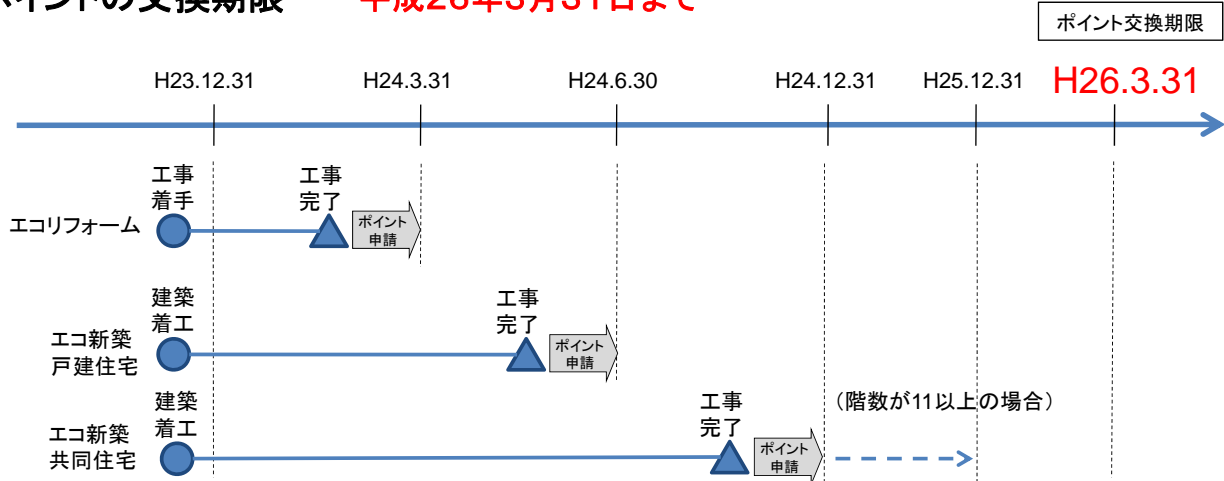
## 5. ポイントの申請期限・交換期限

新築・リフォーム

### ポイントの申請期限

- エコ住宅の新築 一戸建ての住宅 **平成24年6月30日まで**  
共同住宅等 **平成24年12月31日まで**  
(ただし階数が11以上のものは **平成25年12月31日まで**)
- エコリフォーム **平成24年3月31日まで**

### ポイントの交換期限 **平成26年3月31日まで**



28

## 6. ポイントの交換

新築・リフォーム

ポイントは、以下のような商品等に交換が可能

詳細は住宅エコポイント事務局ホームページ( <http://jutaku.eco-points.jp/> )に掲載

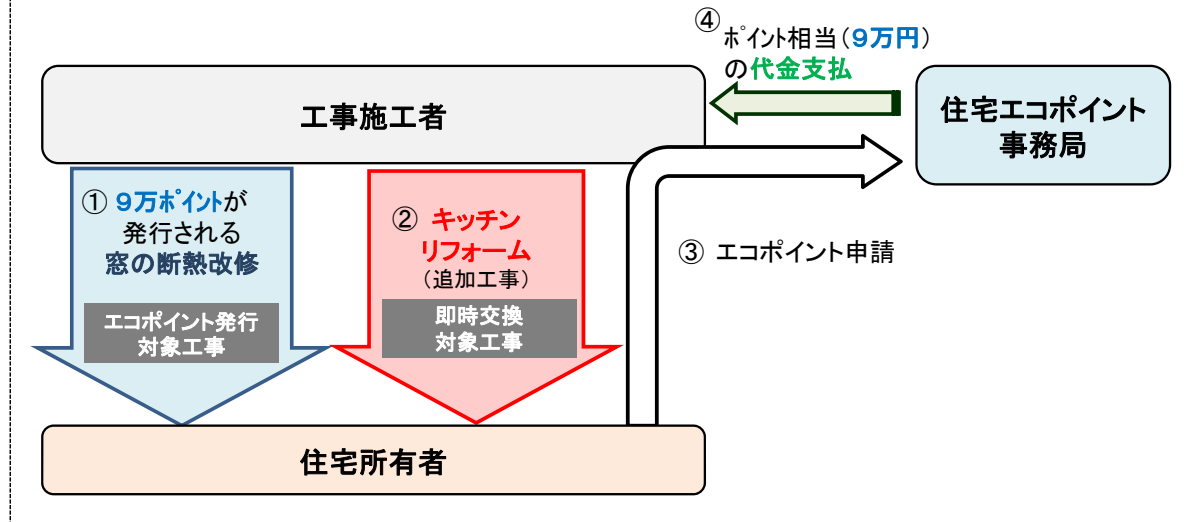
- ① 省エネ・環境配慮に優れた商品
- ② 全国で使える商品券・プリペイドカード(商品の提供事業者が環境寄附を行うなど環境配慮型のもの、公共交通機関利用カード)
- ③ 地域振興に資するもの(地域商品券、地域産品)
- ④ 環境寄附
- ⑤ 追加的に実施する工事の費用に充当(即時交換)

29

即時交換

エコ住宅の新築、エコリフォームにより取得したエコポイントを、当該工事を行う工事施工者が追加的に実施する工事の費用に充当するもの

【エコリフォームを実施した上で、追加的にキッチンのリフォームを実施する場合の例】



- 申請方法 : 申請窓口への持参に限る（郵送での申請は不可）。ポイントの申請と同時申請
- 申請に必要な情報等 : 即時交換対象工事の工事期間・内容等、工事施工者の口座番号、工事写真 等

30

おわりに

住宅エコポイントに関する問い合わせ先

番号のかけ間違えがないよう  
十分ご注意ください。

住宅エコポイント事務局

TEL: **0570-064-717**

受付時間: 9:00~17:00 (土日・祝日も受付)

IP電話等からのお問い合わせ先

(ポイント申請前の方はこちら) 03-5911-7803

(ポイント申請後の方はこちら) 03-5911-7804

住宅エコポイントに関するHP

◇住宅エコポイント事務局ホームページ <http://jutaku.eco-points.jp>

※申請書類等のダウンロードができます。

◇国土交通省ホームページ <http://www.mlit.go.jp/>

31

## トップランナー基準(戸建て住宅)

告示: 特定住宅に必要なとされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準

トップランナー基準で求める水準は、省エネ基準を満たす断熱性能を有する住宅に、一般的な設備を備えた場合のエネルギー消費量と比べて、概ね10%の削減に相当するものです。

例えば

- ① 省エネ基準を満たす外壁、窓等と高効率給湯設備(併せて節湯器具を設置)
- ② 省エネ基準を満たす外壁、窓等と熱交換型換気設備や高効率空気調和設備
- ③ 省エネ基準を満たす外壁、窓等と太陽光発電設備
- ④ 省エネ基準を超える高い断熱性能を有する外壁、窓等

を備えた住宅などが、考えられます。

トップランナー基準については、国土交通省HP又は(財)建築環境・省エネルギー機構のHPをご参照ください。  
(財)建築環境・省エネルギー機構: <http://www.ibec.or.jp>

住宅エコポイントでは、共同住宅等のトップランナー基準相当として「エコポイント対象住宅基準(共同住宅等)」があります。(国土交通省HPを参照)

省エネルギー基準  
(平成11年基準)

告示: 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準

<住宅の省エネルギー措置の水準を**性能**で定めているもの>

(告示で定めている主な事項)

- ・住宅の暖冷房エネルギー消費量の指標である「年間暖冷房負荷」
- ・住宅の断熱性の指標である「熱損失係数(Q値)に関する基準」
- ・夏期の日射遮蔽の程度を示す「日射取得係数に関する基準」

省エネルギー基準は  
・性能規定  
・仕様規定  
により構成されています。

告示: 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針

<上記の基準を満たす住宅の**仕様**を定めているもの>

(告示で定めている主な事項)

- ・断熱構造とすべき住宅の部位(どの部分を断熱構造とすればいいのか)
- ・部位ごとの断熱性能の基準(熱貫流率、熱抵抗値等)(断熱材や開口部の断熱サッシ、断熱ガラスなどの仕様等)

※本指針によった住宅であれば、その建物としての性能値は上記の建築主の判断の基準の定める水準に適合する。

**!** どちらの告示(基準又は指針)を使っても構いません。

対象工事	概要	詳細
手すりの設置	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	手すりを転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として取り付けるものをいい、取付けに当たって工事（ネジ等を取り付ける簡易なものを含む。）を伴わない手すりの取付けは含まれないが、一体工事として手すりを取り付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は含まれる。
段差解消	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）	敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置は含まれないが、一体工事として廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。
廊下幅等の拡張	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事	通路又は出入口（以下「通路等」という。）の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等（当該工事が行われたのものに限る。）の幅が、おおむね750mm以上（浴室の出入口にあってはおおむね600mm以上）であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事が想定される。通路等の幅を拡張する工事と併せて行う幅木の設置、柱の面取りや、通路等の幅を拡張する工事に伴って取替えが必要となった壁の断熱材入りの壁への取替え等の工事は一体工事として含まれる。

※ 個人申請で標準的な場合を示したもの

イメージ

